

事務連絡  
令和2年10月12日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業の許可の申請における健康保険等の加入状況についての  
書面の取扱いについて

今般、令和2年10月1日付で建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）等が施行され、適正な社会保険への加入が建設業の許可要件とされたところです。

これに伴い、健康保険等の加入状況については、従前は「健康保険等の加入状況（別記様式第二十号の三）」により書面で提出することとし、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）において代理人の記名押印を可としていましたが、令和2年10月1日以降は、建設業法施行規則（昭和24年国土交通省令第14号）第3条第1項第2号に基づく「健康保険等の加入状況（別記様式第七号の三）」により書面で提出することとし、併せて同ガイドラインを改正して、当該書面については代理人の記名押印を不可としたところです。

このように取扱いを変更したことを踏まえ、貴職におかれては、令和2年10月1日から当分の間（当面、令和2年12月31日までとする。）、許可の申請に際して既に代理人の記名押印により作成された当該書面が提出された場合でも、当該申請を受領し、申請に係る許可の審査を開始しつつ、当該書面については後日申請者の記名押印により作成された書面との差し替えを求めるなど、申請者の事業計画等に配慮した柔軟な運用を行っていただきますよう、お願いいたします。